



福島医発第 2634 号 (地)

令和 3 年 12 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

「かかりつけ医のための適正処方の手引き」について (その 5)

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、高齢者に多く見られる残薬や多剤併用などの課題に取組み、医薬品の最適な使用と薬剤費の適正化を推進するため、一般社団法人日本老年医学会の協力を得て日本医師会において「かかりつけ医のための適正処方の手引き」を作成し、「①安全な薬物療法」につきましては、「「かかりつけ医のための適正処方の手引き」について」(平成 29 年 11 月 6 日付福島医発第 2005 号 (地))、「②認知症」につきましては、「「かかりつけ医のための適正処方の手引き」について (その 2)」(平成 30 年 5 月 24 日付福島医発第 611 号 (地))、「③糖尿病」につきましては、「「かかりつけ医のための適正処方の手引き」について (その 3)」(令和元年 6 月 7 日付福島医発第 687 号 (地))、「④脂質異常症」につきましては、「「かかりつけ医のための適正処方の手引き」について (その 4)」(令和 2 年 2 月 12 日付福島医発第 2897 号 (地)) 文書をもって貴会宛にご案内申し上げます。

今般、高齢者の高血圧の治療開始基準値や降圧目標値は、年齢以外の要素も含めて個別に判断すべき場合も多いこと等を踏まえ、「⑤高血圧」の薬物療法について手引きを作成された旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

なお、手引きにつきましては、日本医師会ホームページからダウンロードできますことを申し添えます。

【超高齢社会におけるかかりつけ医のための適正処方の手引き】

http://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/008610.html

小郡三井医師会より

学術担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

令和 3 年 1 2 月 1 3 日

都道府県医師会 担当理事 殿

「かかりつけ医のための適正処方の手引き」の送付について（その 5）

公益社団法人日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公印省略)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

高齢者に多く見られる残薬や多剤併用などの課題に取り組み、医薬品の最適な使用と薬剤費の適正化を推進するため、一般社団法人日本老年医学会の協力を得て日本医師会において「かかりつけ医のための適正処方の手引き」を作成し、「①安全な薬物療法」につきましては、平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日付 ((介 90) (保 125) (地 I 193))、「②認知症」につきましては、平成 3 0 年 5 月 1 7 日付 ((介 34) (保 43) (地 56))、「③糖尿病」につきましては、令和元年 5 月 2 4 日付 ((介 24) (保 40) (地 70))、「④脂質異常症」につきましては、令和 2 年 1 月 3 1 日付 ((介 148) (保 233) (地 402)) の文書をもって貴会宛にお送りさせていただいております。

今般、高齢者の高血圧の治療開始基準値や降圧目標値は、年齢以外の要素も含めて個別に判断すべき場合も多いこと等を踏まえ、「⑤高血圧」の薬物療法について手引きを作成しました。高齢者においても、脳心血管病や慢性腎臓病の発症・進展・再発の予防のために高血圧を適切に管理することは極めて重要です。

つきましては、本書をご査収の上、ご活用いただけたら幸甚に存じます。

また、本書につきましては、日本医師会ホームページ (http://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/008610.html) からダウンロードできますことを申し添えます。

[送付内容]

超高齢社会における かかりつけ医のための適正処方の手引き

⑤高血圧

1 5 0 部